

施設型給付制度(新制度)の運用ポイントを
最新の情報を入れ、集中解説！

2024年 **9月27日** **金**

【初級編】 13:30～15:00 【応用編】 15:30～17:00

昨年100名以上の申し込みをいただいた人気セミナー！
今年は初級編と応用編の二部構成！

施設型給付制度攻略

オンラインセミナー

初級編と応用編のどちらか一つ、または両方をご受講いただけます。内容の詳細は冊子の中をご覧ください。
また、初級編、応用編のどちらか悩まれる場合は、本冊子の中にある質問シートをご参考ください。

オンライン
セミナーだから
全国どこからでも
参加可能です！



GCLIP

こども子育て支援新制度開始後、まもなく10年になろうとしています。もはや施設型給付制度を選択している幼稚園が私学助成を上回り、多くの園で施設型給付制度の仕組みで運営が行われています。本セミナーは施設型給付制度にすでに移行されている園、まだしていない園のどちらにもセミナーを受講していただけるよう、**初級編と応用編の二部構成**にて、セミナーを開催いたします。

どちらの講座を受講すべきか、またはどちらも受講すべきか判断に迷う場合は、まずは以下の質問にチャレンジしてみてください。

質問シート

- ① 公定価格の試算について、行ったことがある
 はい いいえ
- ② 私学助成と施設型給付制度で収入の比較をする場合、経常費補助金と比較すればよい
 はい いいえ
- ③ 施設型給付制度では、利用定員を上回って園児を受け入れてはならない
 はい いいえ
- ④ 施設型給付制度の人員配置は1学級あたりで計算をする
 はい いいえ
- ⑤ 制度上、認定こども園において、新2号認定は存在する
 はい いいえ
- ⑥ 利用定員は大きくなればなるほど園児ひとりあたりの単価が上がる
 はい いいえ
- ⑦ 3歳児配置改善加算は3歳児の人員配置を職員1名に対して園児15名とすることである
 はい いいえ

上記の質問について、回答に迷われた、または自信がないという場合は初級編からのご参加をお勧めいたします。

また上記質問に回答できた場合でも、次ページのような内容について聞いてみたいという方は初級編からのご参加をお勧めいたします。

初級編・応用編の講座内容について

初級編は主に以下のような内容について知りたいという方にぴったりの講座となっています。

【初級編】 講座時間 13：30～15：00

- 施設型給付幼稚園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園の違いを知りたい
- 施設型給付制度への移行を進めるにあたって、現在の収入との比較をどうすればよいか知りたい
- 公定価格の仕組みを知りたい
- 利用定員の設定をどのように考えればよいか知りたい
- 施設型給付制度における適正な人員配置について知りたい
- 取得すべき加算について知りたい

応用編は主に以下のような内容について知りたいという方にぴったりの講座となっています。

【応用編】 講座時間 15：30～17：00

- 処遇改善等加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの考え方と計算方法
- 給与テーブルの作成と経営情報の見える化について
- その他さまざまな行政との協議内容の共有（満3歳児の考え方や主幹教諭・副園長の考え方、利用定員の変更の考え方など）



※本セミナーはオンライン開催となります。

質問シートの回答について ①どちらか回答 ②いいえ ③いいえ ④いいえ ⑤はい ⑥いいえ ⑦はい

※3歳児配置改善加算については、満3歳児がいる場合は満3歳児にも適用されます。

本セミナーの内容解説

一つずつ本セミナーの内容について触れていきたいと思います。

初級編

● 施設型給付の種類と認定制度

施設型給付制度は幼稚園と認定こども園に分かれ、認定こども園はさらに幼稚園型と幼保連携型と分かれています。それぞれどういった特徴があるのかを解説させていただきます。また、**施設型給付制度は認定制度をしっかりと抑えることが重要**になりますので、認定制度の解説も行います。

● 利用定員の設定の考え方

施設型給付制度において、**利用定員の設定はとても重要な要素**です。**利用定員の設定一つで何百万円という違いが生じて**しまいます。特に最近では園児数の減少によって、利用定員を下げるなどの手続きを適切に行っていかなければ、施設型給付制度本来の力を発揮することが出来なくなります。また、例えば**92名の園児数と90名の園児数では、90名の園児数のほうが公定価格が大きくなる**というように、園児数が多かったとしても、利用定員と園児数の関係によって、公定価格が減少するというケースもあります。なぜそういったことが起こるのか、また適切に利用定員を設定していくポイントは何か、利用定員の変更についての手続きはどうすれば良いのか、利用定員についてのポイントを解説いたします。

● 職員数の計算方法

施設型給付の幼稚園、認定こども園、保育所でそれぞれ職員配置とそれに伴う加算の考え方が異なります。例えば**施設型給付の幼稚園では主幹教諭の設定については加算になっていますが、認定こども園では設定しなければ減額の対象**です。この時点で職員数の計算方法が異なるということがわかります。施設型給付制度は「**園児数以上に職員数が公定価格に影響する**」とよく言われますが、これは事実、園児数が多かったとしても、職員が適切に配置されていなければ、公定価格は大きくなりませんという仕組みになっています。保育の質というのはよく職員の数で表現されます。(私はそうは思いませんが…)多くの場合、職員一人当たりの園児数が少なければ少ないほど、保育の質が高いという評価になります。

施設型給付制度の職員数は、職員一人当たりの子どもの数が決められていること、そして加算項目のほとんどが職員数によって取得できるかどうかが決まるという性質がありますので、職員数は自然と多くなります。

そのため、職員数の計算を行うためには、①**年齢別の園児数に対しての職員数の計算方法の知識と**、②**各施設形態における配置しなければならない職員の知識と**、③**加算に関する知識**の三つが必要になります。これら三つを基本に、職員数の計算方法を解説いたします。

● 取得すべき加算について

ほとんどの加算が職員配置に関するものです。そのため、**職員数の計算と取得加算はセット**で考えていかなければならないものです。年齢別配置基準とその他配置しなければならない職員数を超えて職員を配置できる場合、様々な加算を選択して取得していくことになります。この**加算については親切的な自治体の場合、効率の良い加算項目を検討し、提示してくれるというケースがありますが、こういった場合でもぜひしっかりと取得加算を確認し、それが本当に最も効率の良い加算項目になっているのか、検証を**してください。実はこの加算取得の変更をしたことによって、何百万円も収入が増加した、というケースはよくあることです。

なぜ、このようなことが起こるかと言えば、各自治体の担当者が知識が曖昧である場合もありますが、それ以上によくあることは、**各自治体は実態に応じた加算を選択する**ためです。

その何が悪いのかと言いますと、そもそもその加算がどういった性質のものなのかを理解せず運用をしているケースが多く、その状況の中で職員配置表や取得加算の申請書を提出し、それに対しての加算取得しか実現できていないというケースがあるからです。もし**加算項目の知識があれば、職員配置表や取得加算の申請書を提出する段階で自園で調整し、効率の良い職員配置表を作成する**と思います。多くの各自治体が提出された書類を確認し、それに伴って加算項目を選定するという形になっています。「こういう職員配置表にすることで、こういった加算が取得できます」という提案まで行う自治体はかなり少ない状況です。そのため、**各自治体が加算を選定してくれるから安心だ**という考え方ではなく、**しっかりとした知識を持ち、検証ができるようになっていることが大切**です。本セミナーでは、重要な加算に絞って、解説いたします。

応用編

● 処遇改善等加算の計算方法とポイント

処遇改善等加算は施設型給付制度に移行した多くの園がよくわからないまま運用しているのではないのでしょうか。正直初めからこの制度を理解し、運用していくというのはかなり難しいと思います。GCLIPでも、制度開始から9年が経過し、各自治体との協議や質問、申請書の確認などを何度も行うことで、やっと理解してきたという状況です。

処遇改善等加算Ⅰについては、**基礎分、賃金改善要件分、人事院勧告分**といったものに分かれ、それらをそれぞれのルールに従って職員に配分を行っていく必要があります。処遇改善等加算Ⅰは、処遇改善等加算Ⅰについて、自園の収入のうち、**実際にどのくらいの金額が処遇改善等加算Ⅰなのか分からない**、というお話をよく伺います。そのため、自園の処遇改善等加算Ⅰが適切に運用されているのかがわからないということに繋がります。

処遇改善等加算Ⅱは**研修要件が適用されることとなり、運用が複雑化**しています。また、配分方法も複数存在するため、園によって配分の考え方が異なります。さらに、4万円配分の人数A、5千円配分の人数Bの計算方法がわからないというお問い合わせもいただきます。

処遇改善等加算Ⅲは職員一人当たり約9千円の処遇改善を行うということで追加された加算ですが、最近になって計算方法が公表されました。

2025年度からはこの複雑な処遇改善等加算について、一本化を目指すという方向性が示されています。一本化が進んだとしても、一本化した際に、「なぜこのような形になったのか」という検証は、**現在の処遇改善等加算の内容を理解しているからこそ深まると考えられます。**ぜひ一本化される前に、現在の処遇改善等加算を理解し、今後の一本化に向けた準備をしていただければと思います。処遇改善等加算はⅠ、Ⅱ、Ⅲそれぞれで考え方や性質が異なるものです。そのため、一つずつ理解していく必要があります。本セミナーでは処遇改善等加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲについて、それぞれの考え方と計算方法についてポイントをお伝えさせていただきます。

● 給与テーブルと経営情報の見える化

2025年度からすべての施設型給付園に対して、経営情報の見える化がスタートする予定です。すでに東京都では幼保連携型認定こども園、認可保育所では行われているものですが、自園の収支状況やモデル賃金の開示が求められる予定です。**東京都は見える化を行っていることを条件に加算を出す形をとっています**ので、多くの法人で経営情報が公開されています。すでに様々なメディアから、**経営情報の見える化を行うことによって、保護者やこれから幼稚園教諭、保育教諭、保育士を目指す方々**がその情報を踏まえて園を選択できるようになる、ということが好意的に報道されています。公正価格が適正なのか、適正に処遇改善がされているのかなど、経営情報の見える化を行うことによって、国としても様々な改善を図っていく方向性が示されています。本セミナーでは、経営情報の見える化に伴い、実際にどのような内容を公開していく予定なのか、また、モデル賃金の公表に伴い、今後必要性が高まっていくと予想される給与テーブルの考え方などをお伝えさせていただきます。

● その他行政との協議例

施設型給付制度は各行政とのやり取りがとても重要です。特に取得加算についてや、利用定員の考え方などは、**各行政によって、国から出されている本来の考え方とは異なる考え方になっている可能性があります。**しかし、施設型給付制度において、取得加算や利用定員の考え方は、園の経営状況に直結する大きなポイントであり、**行政の考え方によっては、収入が何百万円単位で変化する**といっても過言ではありません。各行政との協議の進め方のポイントや、特に多くの行政で考え方が異なり、経営において重要なポイントとなるよくある協議内容についてお伝えさせていただきます。

— 初級編・応用編のどちらか、または両方のご受講が可能です！ —

初級編、応用編はどちらか一方をご受講いただくことも、両方をご受講いただくことも可能です。冒頭のご質問に対して不安が残る、これから施設型給付制度に移行しようと考えているという方は初級編からのご受講をお勧めいたします。また、すでに施設型給付制度に移行しており、処遇改善等加算や今後の制度の動きに合わせて準備をしておきたいという方はぜひ応用編をご受講ください。

過去の新制度攻略セミナー ご参加者の声

今年度から施設型給付の幼稚園となり、
加算をうまくいたたく方法も充分に分かって
いないままのスタートとなりましたが、

基本的な部分をわかりやすく聞くことが
できました。

新制度移行を検討しつらう数年経ち、スタートの一手をふる為の
確信を得たために参加させて頂きました。

資料、講演共に大変参考になるわかりやすい内容で
参加した価値がありました。
ありがとうございました。

今年で新制度に移行し、3年目となりますが、新制度の予算、人員の糸目立て方が、日増の未知
点が多い中、手探りで動いている状態でした。

本講座では、新制度の説明だけでなく、これからの時代を受けいれよう様々な
アイデアをいただけたと思っております。

今後とも、どうぞよろしくお願い申し上げます。

。一言、スゴク勉強になりました！ 楽しかったです。

。如遇改善加算 I、II に特化したセミナーも
開催してもらいたいです。

セミナースケジュール

<初級編講座> 13:30~15:00

講座内容	時間
施設型給付制度の基本的な知識	13:30~14:40(70分)
施設型給付制度を運用する上で 気を付けるべきポイント	14:40~15:00(20分)

<応用編講座> 15:30~17:00

講座内容	時間
処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲについてと 行政との協議について	15:30~16:30(60分)
経営情報の見える化と 給与テーブルについて	16:30~17:00(30分)

講師企業のご紹介



株式会社GCLIPとは、あなたが気づいていない園の魅力をかたちにし、あなたがこれから大切に育んでいきたい子どもたちの家族へあなたの園の魅力を伝えることをロジックでサポートする“クロコ”企業です。



代表取締役 設楽 竜也(しだら たつや)

園経営のマーケティングを極めるGCLIPの代表。戦略よりも戦術、スマートさよりも泥臭さを大切に、数多の園経営における課題をお客様に圧倒的に寄り添い、マーケティングと斬新なアイデアで解決してきた。社外・社内から絶大な信頼を集める最強の黒衣。



取締役副社長 林 勇希(はやし ゆうき)

「経営コンサルタントは黒衣である」という設楽の考え方に共感し、最強の黒衣を目指して奮闘中。新卒から一貫して園経営のコンサルティングに携わっており、データ分析からマーケティング戦術、新制度移行、業態付加、採用など幅広い業務を経験している。

セミナー料金のご案内

本セミナーは初級編講座のみ、応用編講座のみ、または両方を受講することができます。

	一般価格	早割価格
1講座料金	22,000円(税込)	17,500円(税込)
2講座セット料金	44,000円(税込)	27,500円(税込)

※早割は9月13日(金)正午12時までのお申込みの方が適用となります。

※早割期間を過ぎて受講講座を追加する場合は、一般価格の1講座料金を追加する形となります。

※視聴アカウントを増やす場合は、早割価格・一般価格ともに11,000円(税込)/アカウントにて承ります。

1講座のみ・2講座セットどちらのお申込みでも同料金です。

<前提としては経営者の方のご参加をお勧めします>

本セミナーはぜひ経営者の先生にご参加いただきたいと思います。なぜならば施設型給付制度は経営者の皆様が検証ができる状態であるかどうか重要であるためです。また、各自治体との協議についても、普段は事務の先生が担当されたとしても、ここぞというときは経営者の先生が協議を行うことで、自治体側にも緊張感を持って対応してもらうことができます。一つのアカウントで複数人の参加ができますので、経営者の方だけでなく、事務の方と一緒にご参加いただくことができます。



03-5579-2357

お申込みはFAXで
今すぐ左記番号まで！

幼稚園・認定こども園

施設型給付制度攻略オンラインセミナー

■ 受講料

	一般価格	早割価格
1講座料金	22,000円(税込)	17,500円(税込)
2講座セット料金	44,000円(税込)	27,500円(税込)

※早割は9月13日(金)正午12時までのお申込みの方が適用となります。

※早割期間を過ぎて受講講座を追加する場合は、一般価格の1講座料金を追加する形となります。

※視聴アカウントを増やす場合は、早割価格・一般価格ともに11,000円(税込)/アカウントにて承ります。

1講座のみ・2講座セットどちらのお申込みでも同料金です。

■ 開催日時

2024年9月27日(金)

初級編13:30~15:00 / 応用編15:30~17:00

本セミナーはぜひ経営者の先生にご参加いただきたいと思っています。なぜならば施設型給付制度は経営者の皆様が各申請について、検証ができる状態であるかどうか重要であるためです。また、各自治体との協議についても、ここぞというときは経営者の先生が協議を行うことで、自治体側にも緊張感を持って対応してもらうことができます。一つのアカウントで複数人の参加が可能です。経営者の方と一緒に事務の方にもご参加いただくことができます。

お申込み情報 下記から該当するものを☑してください。

【受講希望】 初級編講座のみ 応用編講座のみ 両方受講する

【アカウントについて】 アカウント追加を希望する ()アカウント追加

【Gポイントについて】 Gポイントを使用する ()ポイント

ふりがな				ふりがな			
法人名				施設名			
所在地	〒			電話			
				FAX			
ふりがな	代表者	役職		連絡ご担当者	役職: ご氏名:		
ふりがな				ふりがな			役職
ご参加者1		役職		ご参加者2			
メールアドレス				@			

※受講票や御請求書は、メールにてお送りいたします。必ずご記入ください。

※最少催行人数（5名）に達しない場合はセミナーを中止する場合がございます。中止の場合はセミナー開催1週間前までに、お電話にてご連絡をいたします。

※セミナー開催日から起算して1週間以内のキャンセルの場合、キャンセル料として受講料の100%を申し受けますので、予めご了承ください。

※今後ダイレクトメールの発送を希望されない場合、大変お手数ではございますが下記に☑を入れてFAXにてお送り下さい。

今後はダイレクトメールの発送を希望しない

【個人情報に関する取り扱いについて】

申込用紙に記載されたお客様の情報は、セミナーや勉強会の案内等に使用することがあります。法令で定める場合を除いては、お客様の承諾なしに他の目的に使用いたしません。

必要となる情報（会社名・氏名・電話番号）をご提供いただけない場合は、お申込のご連絡や受講票の発送等ができない等、お手続きができない場合がございますので予めご了承ください。

その他、ご不明な点等ございましたら株式会社G C L I P（TEL03-5579-2356 担当：渡辺）までご連絡ください。